

令和4年3月30日召集

令和3年度3月定期総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和3年度3月定期総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月30日(水) 午後4時8分から午後4時40分

2. 開催場所 南区役所庁舎4階 講堂

3. 出席委員(19人)

| | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 会長(議長) | 4番 | 原 | 平一 | | |
| 委員 | 1番 | 野内 | 健一 | 2番 | 羽入一則 |
| | 3番 | 伊勢亀 | 裕二 | 5番 | 塩原信子 |
| | 6番 | 知野 | 勉 | 7番 | 堤一郎 |
| | 8番 | 小林 | 裕 | 9番 | 平原大悟 |
| | 10番 | 帯瀬 | 和幸 | 11番 | 曾山茂 |
| | 12番 | 伊藤 | 隆 | 13番 | 阿部源一郎 |
| | 14番 | 高橋 | 潤一 | 15番 | 阿部信哉 |
| | 16番 | 齋藤 | 雅美智 | 17番 | 野澤秀子 |
| | 18番 | 田村 | 常一 | 19番 | 清水昭 |

4. 欠席委員(一人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第13号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

報告事項 令和3年度業務報告について

報告事項 令和3年農地移動の概要について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢昌己

事務局次長 滝沢秀樹

農地係長 岡田明

農政振興係長 和田友宏

7. 会議の概要

| | |
|------|--|
| 事務局長 | 定例総会に引き続き、これより定期総会を始めさせていただきます。それでは原会長、議事進行の方をよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | ただいまから、令和3年度定期総会を開会いたします。 当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 異議なしの声ですので、9番 平原委員、10番 帯瀬委員を指名いたします。 それでは、議事日程に従いまして、議案第13号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)について、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 事前に送付させていただきました別紙様式2、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価を基に説明いたします。 最初に1ページ、I 農業委員会の状況については、令和4年3月31日現在の数値です。1 農業の概要については、経営耕地面積と農家数、農業者数は2020年農林業センサスの数値となっております。中段右の表について、これまでは認定農業者と認定新規就農者の人数のみ記載しておりましたが、次のII 担い手への農地の利用集積、集約化にも関係があることから、農業委員会法施行規則第10条で定める者として位置づけられている、認定を受ける際の基準となる、市の基本構想と同等の面積で経営している方について、今回から基本構想水準到達者として記載しました。 1枚めくっていただいて、2ページ、II 担い手への農地の利用集積、集約化ですが、1 現状及び課題については、目標設定時の令和3年3月現在の数値となります。2 令和3年度の目標及び実績については、集積目標3,950haに対して、集積実績3,963haで、達成率は100.33%となり、目標を達成しました。なお、こちらの集積実績面積には、先ほど説明させていただきました、基本構想水準到達者の経営面積も含まれております。3 目標の達成に向けた活動では、関係機関・関係団体と連携して、人・農地プランによる地域の農業者等が話合きっかけ作りや、農業委員会だよりを通じた利用権設定等促進事業や中間管理機構の活用などについて周知を図りました。4 目標及び活動に対する評価では、農地中間管理事業や基盤強化促進法による利用権設定等により集積、集約に取組み、また、担い手の定義を精査したことにより集積目標を達成しました。今後も、農業委員、推進委員が広く情報提供を進め、農地中間管理事業や基盤強化促進法による利用権設定等を活用しながら、関係機関、団体と連携し、担い手への |

農地集積・集約化を図る活動が重要と考えます。

続いて、3ページ、Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1 現状及び課題については記載のとおり、2 令和3年度の目標及び実績について、目標1経営体50aに対して、参入実績は3経営体、参入面積は2.06haとなり、達成状況は412%となり、目標を達成しました。活動実績としましては、区産業振興課と連携し、各種補助制度等に関する情報のほか、農地に関する情報を提供しました。また、新規就農者に係る農地について、農地所有者との架け橋となるなど支援活動を行い、次年度の就農に向けた相談者にも関係機関で情報提供を行いました。今後も、各種情報の収集と共有を進め、規模を拡大したい方や新規で就農したい方に対して、農地に関する情報提供や所有者との架け橋となるような支援活動を行っていくことが需要と考えます。

1枚めくっていただいて、4ページ、Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価については、1 現状及び課題は記載のとおり、2 令和3年度の目標及び実績では、解消目標1.24haに対して、解消実績0.30haとなり、達成状況は24.19%となりました。なお、解消面積とは別に、新たに遊休農地の発生がありましたので、こちらで差し引きした面積と、現状面積とでは数字が異なります。3 目標の達成に向けた活動については、7月～8月に前期パトロール、9月～10月に後期パトロールとして利用状況調査を実施し、その結果を踏まえ、7筆2.09haについて農地利用意向調査を行いました。4 目標及び活動に対する評価としては、文書指導等により一部で解消が図られました。今後も、利用状況調査や農地パトロールの強化を図り、関係機関等と連携して遊休農地の発生防止・解消に努め、農地の有効利用が図られるよう取り組む必要があると考えます。

5ページの違反転用への適正な対応をご覧ください。1の現状及び課題ですが管内の農地面積5,656ヘクタールのうち、違反転用面積は0.07ヘクタールです。違反状態を解消するため、地元の推進委員と協議をし、隣地で農業を営んでおられる方に農業用施設用地としての活用を打診し良好な返事をいただけたのですが、土地の登記簿謄本を取り寄せ調査したところ、当該農地に抵当権が設定されていることが判明しました。そのため、相続登記も未了となり現在に至っています。続いて、2の令和3年度実績はありませんので、そのまま0.07ヘクタールになります。3の活動計画・実績及び評価の中段、活動実績では0.07ヘクタールの案件で、記載のとおり、所有者が亡くなっておりますので、親族、関係者の探索を行いました。また、違反転用の発生防止を図るため、農業委員会だよりに掲載したほか、チラシの配布、また、農地パトロールを実施しました。下段、活動に対する評価ですが、引き続き、親族等の調査を継続し解消に向けた取り組みを行っていきます。

次に、6ページの2、農地転用に関する事務です。1年間の処理件数は35件でした。許可申請があった場合、調査委員会で申請内容を確認し、毎月の定例総会で審議し、議事録をホームページで公表しています。

次に、7ページの3、農地所有適格法人からの報告への対応です。南区管内の法人数は、入作

を含め42の法人があり、すべての法人から農地法第6条に基づく報告書の提出を受けております。続いて、4の情報提供等です。賃借料情報の提供をはじめ、農地の権利移動の状況把握、農地台帳の整備を行いました。続いて、8ページの各項目については、記載のとおりです。以上で、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価の説明を終わります。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、ただいまの案件について、お諮りします。事務局からの説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしとの声ですので、議案第13号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、決定いたします。つづきまして、報告事項に入ります。一括して事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

令和3年度業務報告書をご覧ください。

1ページをご覧ください。1として会議であります。(1)定期総会として、本日の総会を記載しております。(2)定例総会ですが、令和3年4月から4ページ上段の令和4年3月まで、毎月、農用地利用集積計画、農地転用許可、農地の売買等、記載の内容を審議しました。

4ページの(3)定例総会前調査委員会ですが、4月から毎月、農地法関係の議案及び新規就農計画を調査いたしました。

5ページの(4)役員会ですが、6月から1月まで、6回開催し、それぞれ、記載の内容を協議いたしました。

6ページの(5)農業委員、最適化推進員合同会議及び研修会は農地パトロール関係、農業者年金説明会など記載の内容で、4回開催いたしました。(6)農政振興部会は1月に実勢賃借料等、記載の内容で協議いたしました。(7)農地部会です。2回開催しておりまして、6月に農地所有適格法人の要件確認、11月には農業振興地域整備計画の変更について、協議いたしました。

続いて、7ページの2 農地関係諸対策です。(1)違反転用対策として、農地パトロールを

実施したほか、違反転用については、先ほど説明したとおりです。(2) 農業振興地域整備計画では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、計画の変更の際、農業委員会へ意見照会が行われますが、令和3年11月に小林地区で1件農振除外の意見照会があり、変更内容については、ストックヤードの拡張及び付替え道路の設置でした。

8ページ、3 農政振興諸対策についてご説明いたします。(1) 農業経営基盤強化促進事業では、継続的な農地の有効利用を促し、利用権の設定等が行われたことで、認定農業者等の担い手農業者への農地の利用集積が図られました。①の表は、令和3年4月～令和4年3月に公告しました一般案件の利用権設定等促進事業地区別実績表です。一番下の合計欄をご覧ください。件数286件、田畑の合計面積1,892,410㎡となりました。

内訳としましては、利用権設定が233件、田畑の合計面積1,682,535㎡、所有権移転が53件、田畑の合計面積が209,875㎡となります。1枚めくっていただいて、9ページ、②の表は、農地中間管理事業関連の地区別実績表です。上の表は出し手から機構への集積計画で、利用権設定の件数110件、田畑の合計面積が1,078,834㎡となりました。下の表は機構から受け手への配分計画で、利用権設定の件数128件、田畑の合計面積が1,112,565㎡となりました。なお、出し手から機構、機構から受け手への公告日が1ヵ月ズレる関係から、件数・面積の合計は一致しません。

続いて10ページをご覧ください。(2) 農業者年金事業については、新潟県農業会議の指導のもとでJAと協力し加入促進特別対策事業に基づく活動に努めました。また、旧法による年金制度については、適法な経営移譲を確保するため、実態に伴った諸名義変更等の指導及び適正受給のための諸届が的確になされるよう指導を行いました。農業者年金各種研修会として、新潟県農業会議が主催する担当者研修が9月と10月に、加入推進部長を対象とした研修が10月に開催されました。また、新潟県農業会議の担当を招いて、南区農業委員会の独自の説明会を8月に開催しました。農業者年金受給者数及び新制度加入者数については、令和4年1月末現在の数値となっております。

1枚めくっていただいて、11ページ、(3) 遊休農地実態調査についてです。農地法第30条第1項に基づく利用状況調査として、管内の全農地を対象に毎年調査を実施し、3月末時点の措置状況を4月末までに新潟県を通して北陸農政局へ報告することとなっています。前期農地パトロールとして、①遊休農地の実態把握及び発生防止と解消、②違反転用発生防止を重点に、エリアごとに担当委員による農地パトロールを7、8月中に実施しました。また、後期農地パトロールとして、10月29日に重点地区を委員全員で現地確認し、その後に検討会を行いました。南区管内の遊休農地は、令和4年1月末現在、田2筆1,907㎡、畑19筆で33,990㎡、合計で21筆、35,897㎡です。

続いて、12ページをご覧ください。4 農政諸対策においては、(1) 農業委員、推進委員の各種会議として、新潟県農業会議が主催する農業委員大会が11月に開催されました。(2) 農業委員会だより発行事業として、農政に対応した的確な情報提供等を行うための広報紙、南区農業

委員会だよりをお知らせ版含め6回発行しました。(3) 農業委員会活動報告については、農業委員、推進委員より毎月、活動記録簿集計表を提出していただき、日頃の活動を集計しました。なお、13ページについては、令和3年4月から令和3年12月までの集計結果です。

続いて、14ページをご覧ください。5 一般庶務関係においては、証明書の交付件数について記載しております。件数は令和3年4月1日～令和4年2月末現在までのものとなります。

1枚めくっていただいて、15ページ、16ページには、2月総会で報告しました、南区の実勢賃借料情報と令和4年度農作業賃金等の標準額を掲載しております。こちらの内容につきましては、お知らせとして全戸に配布する予定となっております。なお、田の実勢賃借料につきましては、農業委員会の統合にあたり算出方法に区ごとに違いが見られたため、統合を機に中間管理機構を経由した契約のみで算出することに統一されました。説明は以上です。

続いて、令和3年 農地移動の概要をご覧ください。

こちらにつきましては、令和3年の1月から12月までの1年間の農地法、基盤強化促進法による農地の移動をまとめたものです。

1ページをご覧ください。1の概況です。農地法第3条及び法18条の処理件数です。令和3年では所有権移転を伴う3条許可が売買で26件 548アール、贈与で11件 180アール、交換で2件 10アールの合計39件、738アールでした。農地に賃借権を設定する許可申請はありませんでした。また、農地に使用貸借権を設定したのが3件、233アールでした。

法18条の賃借権の合意解約が110件、5,161アールでした。2ページは売買と交換の田畑別及び地区別の表です。3ページは贈与の田畑別及び地区別の表です。4ページの小作地所有権移転はありません。5ページは使用貸借権を設定した田畑別及び地区別の表です。6ページは法18条の賃借権の合意解約の内訳で、田畑別及び地区別の表です。7ページは農地転用の内訳です。農地法第4条許可は7件で田畑合計11アール、法第5条許可は28件で田畑合計135アール、法第4条届出は2件で田畑合計9アール、法第5条届出は11件で田畑合計107アールでした。その下段の許可以外の欄ですが、道路等の公共事業により転用許可が不要の案件になりまして、12件、田畑合計195アールでした。8ページは転用の地区ごとの件数、面積の集計です。月潟地区の件数は5件ですが、転用面積が20㎡未満と狭小であったため、0と記載してあります。9ページは農地法第4条許可、法第5条許可の地区別件数及び面積の集計になります。10ページは農地法第4条届出、法第5条届出の地区別件数及び面積の集計になります。11ページは転用関係の用途別の件数及び面積の集計です。農業用施設、住宅用地などに分類したものです。12ページは農地転用許可案件の地区別、用途別の面積。13ページは農地転用届出案件の地区別、用途別の面積です。14ページは農地転用許可案件の地区別、田畑別の件数及び面積。15ページは農地転用届出案件の地区別、田畑別の件数及び面積です。

16ページは農業経営基盤強化促進事業実績表です。地区別、権利の種類別、件数、田畑別の面積の集計表で、令和3年は件数で前年比85件の増、面積で前年比14,029アールの増になりました。17ページは近隣市町村への地区別出作状況です。管内から近隣市町村別、地区別

の面積になります。以上で令和3年 農地移動の概要の説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見はないようですので、令和3年度定期総会を閉会し、本年度のすべての総会が終了いたしました。ありがとうございました。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

議事録に相違ないことを認める。

議長 原 平 一

署名委員 平 原 大 悟

署名委員 帯 瀬 和 幸